

|  |   |   |
|--|---|---|
| L1-033<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <b>【欧州／特許されない発明】</b><br><br>欧州特許制度においては、精神的な行為、(①)または(②)の遂行に関する計画、法則または(③)、並びに(④)は、特許される発明とはみなされない。   | ①遊戯 ②事業活動 ③方法<br>④コンピュータ・プログラム<br>*いわゆるビジネスモデル特許が全く認められない実情ではないので注意。<br>(EPC52条)                      |
| L1-034<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <b>【欧州／拡大先願】</b><br><br>次の記述内容は適切か？<br>欧州特許制度において、いわゆる拡大先願の地位による後願排除効は、EPC締約国の中から指定した指定国のみについて認められる。  | 不適切である。<br>左記のような規定はなく、全締約国に認められる。<br>(EPC54条)  |
| L1-035<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <b>【欧州／拡大先願】</b><br><br>次の記述内容は適切か？<br>欧州特許出願においては、出願人が同一の場合でもいわゆる拡大先願の地位を有する特許出願による後願排除効が及ぶため、注意が必要である。  | 適切である。<br>いわゆるセルフコリジョンの問題に注意する必要がある。  |
| L1-036<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <b>【欧州／拡大先願】</b><br><br>次の記述内容は適切か？<br>欧州特許制度において、いわゆる拡大先願の地位を有する先願は、新規性及び進歩性を判断するための技術水準に含まれる。   | 不適切である。<br>拡大先願の地位を有する先願は、進歩性の判断には考慮されない。   |
| L1-037<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <b>【欧州／特許性の例外】</b><br><br>次の記述内容は適切か？<br>欧州特許制度では、手術または治療による人体の処置方法及び人体の診断方法については特許は認められない。この規定は動物の体についても同様である。   | 適切である。<br>(EPC53条)  |
| L1-038<br><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <b>【欧州／新規性喪失の例外】</b><br><br>欧州特許制度において、新規性喪失の例外は、次の2つの場合において、欧州特許出願前の(①)以内に行われたものについて認められる。<br>A) 出願人またはその前権利者に対する明らかな(②)の場合。言い換えれば(③)による(②)の場合、(④)に反して公表された場合。<br>B) 出願人またはその前権利者によって、(⑤)に関する条約で公式に認められた(⑤)に発明を展示した場合。 | ①6月 ②濫用 ③他人 ④出願人の意<br>⑤国際博覧会<br><br>* 日本や米国の新規性喪失の例外の規定よりも狭いので注意が必要。<br>(EPC55条)<br><br>第7回(特許)問34に関連 |

